

介護老人保健施設成和ナーシングプラザ通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団公仁会が開設する介護老人保健施設成和ナーシングプラザ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援状態)と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。

5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設 成和ナーシングプラザ
- (2) 開設年月日 平成8年10月1日
- (3) 所在地 神奈川県大和市南林間9丁目8番9号
- (4) 電話番号 046-272-1515
- (5) 管理者名 施設長 清川 忠男
- (6) 介護保険指定番号 1453080017

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の単位別職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

1 単位目

管理者（医師）	1人（常勤兼務1）
介護職員	4.8人（常勤兼務4・非常勤兼務0.8）
支援相談員	1人（常勤兼務1）
理学療法士・作業療法士	2人（常勤兼務6）
管理栄養士	3人（常勤兼務3）
運転手	3人（常勤兼務2・非常勤兼務1）

2 単位目

管理者（医師）	1 人（常勤兼務 1）
支援相談員	1 人（常勤兼務 1）
理学療法士・作業療法士	2 人（常勤兼務 6）
運転手	3 人（常勤兼務 2・非常勤兼務 1）

3 単位目

管理者（医師）	1 人（常勤兼務 1）
支援相談員	1 人（常勤兼務 1）
理学療法士・作業療法士	2 人（常勤兼務 6）
運転手	3 人（常勤兼務 2・非常勤兼務 1）

4 単位目

管理者（医師）	1 人（常勤兼務 1）
支援相談員	1 人（常勤兼務 1）
理学療法士・作業療法士	2 人（常勤兼務 6）
介護職員	2 人（常勤兼務 4・非常勤兼務 2）
運転手	3 人（常勤兼務 2・非常勤兼務 1）

5 単位目

管理者（医師）	1 人（常勤兼務 1）
支援相談員	1 人（常勤兼務 1）
理学療法士・作業療法士	2 人（常勤兼務 6）
運転手	3 人（常勤兼務 2・非常勤兼務 1）

（従業員の職務内容）

第 6 条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (4) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (5) 理学療法士・作業療法士は、入所サービス利用者及び短期入所療養介護利用者のリハビリテーションプログラムを作成するとともに、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用者に対し、利用者の自宅に赴き、通所リハビリテーション計画の作成・変更を行うほか、機能訓練の実施に際し指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第 7 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の営業日及び営業時間以下
とおりとする。

- (1) 日曜日及び 12 月 31 日～1 月 3 日を除く、1 単位目を毎週月曜日から土曜日までの 6 日間を営業日とし、2～5 単位目を毎週月曜～金曜日までの 5 日間営業日とする。（祝日を営業する）
- (2) 営業日の午前 9 時から午後 5 時までを営業時間とし、その内サービス提供時間をそれぞれ、1 単位目は 10 時～16 時、2 単位目 9 時～10 時 30 分、3 単位目 10 時 30 分～12 時、4 単位目 13 時 30 分～15 時とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用定員数は、1日1単位目は22名、2単位目は8名、3単位目は8名、4単位目は8名とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて、理学療法、作業療法及其他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション)に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。尚2・3・4単位目は入浴を実施しない
- 3 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション)に基づき、リハビリテーションを行う。尚2・3・4単位目は個別リハビリテーションを必ず実施する。
- 4 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション)に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。
- 5 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション)に基づき、1単位目は食事を提供する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食費、日用生活品費、教養娯楽費、おむつ代、嗜好食を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。なお支払いをする際は、あらかじめ文書にて同意を交わすものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

大和市、座間市、相模原市

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・喫煙は禁止する。
- ・火気の取扱いは、禁止する。
- ・通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用時の医療機関での受診は、緊急時以外はサービス時間外とする。
- ・宗教活動は、禁止する。
- ・ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡する。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用法の徹底……随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第15条 職員は、関係法令及び諸規定を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

（職員の質の確保）

第16条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

（職員の勤務条件）

第17条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団公仁会の就業規則による。

（職員の健康管理）

第18条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

（衛生管理）

第19条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに、蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。

3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。

4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

（守秘義務）

第20条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

（要望および苦情処理）

第21条 当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望または苦情等については、担当介護支援専門員に申し出ることができ、または備え付けの用紙にて管理者宛てに所定場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができる。また、各市町村の介護保険課に苦情の申し立てができる。

（事故発生）

第22条 事故発生時は、利用者の安全確保と適切な処置を行うと同時に家族への連絡を速やかに行う。また、利用者の該当する市町村への報告を行う。

（その他運営に関する重要事項）

- 第23条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。
- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団公仁会において定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。

変更日	平成12年7月1日
	平成13年9月1日
	平成13年11月1日
	平成14年3月1日
	平成14年4月1日
	平成17年10月1日
	平成18年 4月1日
	平成18年11月1日
	平成19年11月1日
	平成21年 5月1日
	平成23年 9月1日
	平成30年 8月1日
	平成30年 9月1日
	令和元年10月1日
	令和3年4月1日
	令和4年2月16日
	令和6年4月16日